

令和5年度御坊市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度御坊市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

本予算は、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

御坊市長 三 浦 源 吾

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎サイン整備事業	1,183
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	7,000

第2表 地方債補正

1 変更

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設 整備事業 (国の補正予算債)	千円 2,700	証書借入 又は 証券発行	% 5.0 以内	借入先の融通条件 による。ただし、市財 政の都合により据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借換 えすることができる。 また、事業の進捗その 他の都合により起債 の全部又は一部を翌 年度に繰越し借入れ することができる。	交通安全施設 整備事業 (国の補正予算債)	千円 27,900	証書借入 又は 証券発行	% 5.0 以内	借入先の融通条件に よる。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借換え することができる。ま た、事業の進捗その 他の都合により起債 の全部又は一部を翌 年度に繰越し借入れ することができる。
現年単独災害 復旧事業	5,000	同上	同上	同上	現年単独災害 復旧事業	9,500	同上	同上	同上